

## 「神戸市介護予防支援業務等従事者証」の取り扱いについて

### <従事者証に関する留意事項>

#### 1. 従事者証の携帯及び提示

指定介護予防支援業務及び神戸市の定める介護予防ケアマネジメント（以下、「介護予防支援業務等」という。）を行う従事者（以下、「従事者」という。）は、介護予防支援業務等を行う際、常に従事者証を携帯し、要支援者及び事業対象者（以下、「利用者」という。）並びにその家族に対し、従事者証及び従事者の所属する事業者（以下、「事業者」という。）の発行する職員証等を提示してください。

#### 2. 担当従事者のあんしんすこやかセンターへの連絡

介護予防支援業務等を受託した指定居宅介護支援事業者は、次のいずれかに該当する場合、利用者の居住地を担当するあんしんすこやかセンターへ従事者名を連絡してください。

- (1) 従事者が新たに利用者を担当する場合
- (2) 利用者を担当する従事者を変更する場合
- (3) 利用者を担当する従事者が従事者の資格を喪失した場合

#### 3. 従事者証の取り扱いについて

従事者証は従事者個人に対して交付しているため、事業者が変更になっても介護予防支援業務等を行う際は、神戸市への返却は必要ありません。

ただし、今後介護予防支援業務等に従事しない場合は、速やかに神戸市に返却して下さい。

なお、下記の手続きが必要な場合には、事業者へ届出を行うよう依頼してください。

### <届出に関する留意事項>

#### 1. 従事者の届出について

事業者は、従事者が今後介護予防支援業務等に従事しない場合、「神戸市介護予防支援業務等従事者届出（喪失）（第2号様式）」に記載及び従事者証を添付し、提出してください。

なお、第2号様式については、神戸ケアネットからダウンロードが可能です。

#### 2. 従事者証の再発行について

事業者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに「神戸市介護予防支援業務等従事者証再発行申請書（第3号様式）」により従事者証の再発行申請を提出してください。

なお、第3号様式については、神戸ケアネットからダウンロードが可能です。

- (1) 従事者の氏名に変更があった場合
- (2) 従事者証を紛失・破損等した場合 等